

社会福祉法人あそか会  
新あそか園 食器・厨房備品類に係る売買契約について  
社会福祉法人あそか会契約事務規定第14条に基づき見積参加者を募集いたします。

2022年1月12日

社会福祉法人あそか会  
理事長 古城 資久

1. 契約に付する事項

- (1) 件名 ①食器購入 ②厨房備品類購入  
検収及び納入：新築あそか園 東京都江東区住吉 1-9-3
- (2) 仕様 別紙仕様書による（同等品可）  
※同等品以上に該当する製品での見積希望者は、事前に申請し承認を得た製品のみを可とする。

2. 日程等

- (1) 公告日 2022年1月12日
- (2) 応募締切 2022年1月26日 ※参加申請書類一式提出期限
- (3) 見積期限 2022年1月26日
- (4) 結果発表 2022年1月末予定
- (5) 提出方法 期限までに所定の見積り書に内訳書を添えて、本部事務局宛に郵送又は、持参すること。
- (6) 保証金等 設定しない

3. 落札者の決定

落札者の決定にあたっては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価額以下で、最低価額の見積り提出者を落札候補とする。その後、仕様書に記載する内容との適合確認を経て当該案件遂行に相応しい事業者と判断した場合、落札者とする。
- (2) 同金額の見積り提出をした業者が2社以上あるときは、改めて設定する期限内に見積書の再提出を求め、その中で最低価額の者を落札者とする。
- (3) 開札の結果、予定価格以下の見積り提出がない場合は、最低価額で見積り提出した者と交渉により随意契約を行うものとする。
- (4) 仕様書における総額（税込み）で見積作成し、細目の分かる内訳書を添付すること。納入等に付随する一切の諸経費は、見積額に含むものとする。
- (5) ①食器購入と②厨房備品類購入と分けて見積書を作成すること。

4. 参加資格

見積書提出に参加できるものは、公告で定める要件をすべて満たすものとし、次に掲げるものは本入札に参加することができない。（一般競争入札参加資格と同資格）

- (1) 見積書締切日において「東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱」に基づく指名停止期間中等、指名から除外する期間中であるもの。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法第30条第1項に基づき更生手続きの開始申し立てをした時、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始申し立てをした時、不渡り手形発生等）のもの。
- (3) 東京都内に契約締結権限のある本店、支店または営業所がないもの。
- (4) あそか会契約事務規定第6条に定める契約停止処分期間中のもの。
- (5) 被後見人等契約の当事者になることができないもの。
- (6) その他、見積書提出参加及び契約締結に不相当と認められるもの。

## 5. 参加申込

- (1) 担当部署 東京都江東区住吉1-18-15  
社会福祉法人あそか会 本部事務局担当者 星野・小野・榊  
TEL 03-3632-0996 FAX 03-3632-0997
- (2) 申込方法 参加申請書を担当部署へ提出。見積書と同日提出可※要事前連絡
- (3) 備考 ①食器購入または、②厨房備品類購入いずれかのみ参加可

## 6. 結果の通知

結果については、2022年1月末日を予定とし、ホームページ上で公表する。公表する内容については、落札業者名のみとしその他は非公表とする。

## 7. その他

- (1) 納入に関して、当法人の希望する方法で、当法人の希望する時期・場所に納入すること。作業時間及び日程については、当法人職員と打合せすること。
- (1) 仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は当法人の指示に従うこと。
- (2) 当該物品の機能・性能が一体的かつ完全に発揮できるように、当法人職員と十分に打ち合わせを行い、施工すること。
- (3) 納入者は、納入物品の引渡し日から1年後まで、当法人における正常な管理の下に生じた故障、または発見された瑕疵について、無償修繕または取替納入の責任を負うものとする。
- (4) 納入者は、当法人から要請されたときは、速やかに保守を行い得る体制を維持すること。

## 8. 契約の締結

契約手続き、契約書は、あそか会経理規定に定めるところによる。

以上